



# むちうち症状に関する民事賠償の実際 及び当事務所の事件処理

平成26年7月19日

山本安志法律事務所

代表弁護士 山本 安志



# 本日のセミナー概要

- 交通事故事件処理の概要
- 具体的な損害賠償額と後遺障害等級  
(むち打ち症を中心に)
- 弁護士費用
- 法律事務所と接骨院との協同関係



# 交通事故等の現状

平成24年の事故状況(前年度対比)

- 人身事故発生件数 66万人(-3万人)
- 負傷者 82万人(-3万人)
- 死者数 4,612人(-200人)

平成21年

- 交通事故発生件数 111万件
- 後遺障害の認定件数 6万6850件
- 14級9号 3万人(推測データ)



# 交通事故紛争の解決の実情

- 80%は、損害保険会社の任意保険基準で解決。弁護士関与は2割か。
- 裁判になったら、赤本基準で早期解決。
- いままでは、被害者側弁護士は、経験不足、知識不足、提携医者不足と言われていた。
- 被害者も、保険会社顧問の弁護士に依頼することが多かった。
- 被害者側のみでの弁護士の台頭と被害者側弁護士の選任を望む被害者も増えてきた。



# 解決の基準

## ■ 損害賠償の3つの基準

自賠責基準

任意保険基準

裁判基準－東京では赤本基準

## ■ 解決の実情

弁護士が介入しないと、任意保険基準で解決

任意保険基準と裁判基準では、数百万円から数千万円の差があり、重傷ほど大きい



# 当事務所の解決事例

	提示額	解決額
死亡事故	4,700万円	8,450万円
	2519万円	6509万円
	5,820万円	6,310万円
後遺障害4級	2,500万円	6,310万円
後遺障害12級	930万円	1,550万円
後遺障害14級	182万円	403万円
	21万円	145万円



# 紛争解決の実情の変化

- インターネット普及の影響  
インターネットの普及により、交通事故の基礎知識が普及。裁判基準が簡単に誰でも計算できるようになった。  
権利意識の高まりで、裁判基準で損害賠償をしたいと希望するようになった。
- 弁護士を取り巻く状況  
交通事故を扱う弁護士事務所が増えてきて、弁護士事務所間では競争が激しくなった。  
法律相談無料、着手金無料(成功報酬のみ)の料金体系を取る事務所が増加してきている。  
他の士業(司法書士・行政書士)も参入。  
裁判での解決が増加
- 解決のレベルの上昇と解決の実情の変化  
示談から裁判基準での解決も普通になってきた。  
保険会社は、依然として、任意保険会社基準での支払いに固執しており、裁判基準との乖離が埋まらない。  
弁護士特約の普及と認識度が上がることで、特約を利用する人が増えてきた。



# 交通事故で弁護士が目指す手続き

- 損保との相対交渉による訴外解決  
弁護士が介入することで、任意保険基準から裁判基準に近づく
- 紛センに示談の斡旋  
ほぼ、裁判基準での解決となります。
- 訴訟提起による解決  
弁護士費用(1割)、損害金(5%)がプラスされる



# 損害賠償の概要

- 傷害に関するもの
  - ・治療費
  - ・交通費
  - ・休業損害
  - ・入通院慰謝料 等
- 後遺障害に関するもの
  - ・逸出利益
  - ・後遺障害慰謝料 等



# 通院慰謝料

- <http://www.bengoshi-yamamoto.gr.jp/file/nyutsuin-2.pdf>
- むちうちの入通院慰謝料 別表Ⅱ  
6ヶ月 89万円

通院日数が不規則な場合は、通院日数の3倍程度を通院日数の目安とする場合もあります



# 後遺障害慰謝料

第1級	2,800万円	第8級	830万円
第2級	2,370万円	第9級	690万円
第3級	1,990万円	第10級	550万円
第4級	1,670万円	第11級	420万円
第5級	1,400万円	第12級	290万円
第6級	1,180万円	第13級	180万円
第7級	1,000万円	第14級	110万円



# むち打ちの後遺障害慰謝料

- 非該当 0円
- 14級9号 110万円
- 12級13号 290万円

但し、話し合いでの早期の解決では、上記金額の9割程度で解決する場合があります。



# 逸出利益

- 逸失利益とは  
後遺障害が残ったことにより労働能力が失われたと評価し、それによって、本来得るべきであった収入が得られなくなったとして、これを金銭として評価したものの
- 基礎収入 × 喪失率 × 年数(中間利息控除)
- 基礎収入
  - ・給与所得者: 給与
  - ・自営業者: 確定申告書等から導かれた収入
  - ・主婦、求職活動中等: 平均賃金(賃金センサス)
- 年数(14級の場合)  
むちうち症の場合は、通常、3~5年を基準として算定





# 14級9号の損害賠償額

	実費
■ 治療費	
■ 通院慰謝料	89万円 (6か月)
■ 後遺障害慰謝料	110万円
■ 後遺障害逸出利益	97万円 (年収450万円, 5年分として)
合計	304万円



# 12級13号の損害賠償

	実費
■ 治療費・通院交通費	
■ 通院慰謝料	89万円(6ヶ月)
■ 後遺障害慰謝料	290万円
■ 後遺障害逸出利益	486万円(450万円, 10年として)
■ 合計	865万円

# むちうち

平成21年度の後遺障害認定件数6万2,450件  
14級9号 56.40%  
1件300万円として1,056億6900万円

## 事例紹介

- 提案 182万円      解決 403万円
- 提案 21万円      解決 145万円
- 提案 246万円      解決 390万円



# 非該当か14級か12級か

## ■ 非該当

本件事故による外傷性変化、症状の裏付けとなる医学的所見はない。他覚的に神経系統の障害の証明がされていない

診断書で、障害を否定する記述がある場合はだめ（治癒・軽減など）

## ■ 14級

上記のとおり、他覚的に神経系統の障害の証明がされていないが、事故態様・治療状況、症状推移（一貫性）・残存している症状などから将来においても回復困難と認められる障害と認められる

## ■ 12級

残存する症状が他覚的に証明されることが要件  
（例えばMRI画像、レントゲン画像など）



# むちうちで注意すること

- 接骨院と併用でよいので、整形外科医に通うこと
- 接骨院での治療は、賠償請求としては「治療」として認められないと主張される場合もある。
- 6ヶ月間、きちんと通院すること
- 症状が、事故直後と後遺障害認定時まで一貫
- 6ヶ月程度で症状固定できればよい
- 後遺障害の診断書の記載内容に注意  
    プラス、足りない、有害記載に注意
- 検査結果の記載（症状と検査結果の関連性）



# 具体的事例

- 14級9号が認められた例
  - 14級9号が認められなかった例
- [セミナー用後遺障害診断書.pdf](#)



# 弁護士特約

- 法律相談料・弁護士費用の補填
- 相談料           10万円
- 弁護士費用   300万円
- 特約を使える範囲の拡大  
契約者・配偶者・同居の親族・同乗者等
- 弁護士特約のメリット
  1. 裁判基準での賠償の獲得
  2. 交渉・裁判の煩わしさからの解放・安心
  3. 弁護士費用が賠償額から減額されない(但し、裁判で弁護士費用を認められると填補されない)



# 弁護士特約を使った場合の 相談から委任、解決まで

1. 保険会社に、法律相談をする旨の連絡
2. 弁護士への相談
3. 弁護士への委任（保険会社の同意）
4. 弁護士から保険会社への弁護士費用（着手金）の請求
5. 弁護士から、加害者ないしは相手方保険会社への請求
6. 示談交渉、紛セン、裁判→解決
7. 弁護士から弁護士費用（報酬）の支払い請求  
→終了



# 当事務所交通事故案件の特長と実績

## ■ 特長

- 交通事故の相談受任件数が多い
- 交通事故の後遺障害の認定に強い
- 事故直後からの相談・受任可能
- 医師や後遺障害の認定に強い
- ベテラン弁護士と機動力ある若手弁護士で事件処理
- 最近3年間の交通事故問題の相談件数 **263**件
- 最近3年間の交通事故問題の受任件数 **112**件



# 弁護士山本安志 略歴

## ■ 山本安志法律事務所 代表弁護士 <略歴>

- 昭和25年生まれ（63才）
- 明治大学在学中 司法試験合格
- 昭和50年 弁護士登録（弁護士歴39年）
- 簡易裁判所民事調停委員・社外監査役等
- 顧問会社  
東京地方税理士会神奈川支部顧問・神奈川県損害  
保険業協会顧問・不動産会社・通関業者・スポーツ  
量販店・アミューズメント等の顧問





# 当事務所のサービス

- 相談体制の充実。平日の夜・土曜相談も可。
- 土日祝日も受付。簡単な相談もできます。
- 弁護士が多いので、すぐ対応できます。
- 事故直後からの相談、受任もできます。
- 後遺障害に関し、医師・専門家に相談できます。
- 弁護士による丁寧な対応。
- 事務局の対応がしっかりしています。